

役員報酬等の規程

〔制定：平成10年4月1日〕

〔改正：平成21年3月31日〕

(目的)

第1条 この規程は、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに保証審査会、新事業認定審査会、再生審査会、創業・再挑戦審査会及び外部評価委員会（以下「審査会等」という。）の各委員（以下「委員」という。）の報酬、謝金、記念品料及び慰労金に関する事項について定める。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬、賞与及び退職金は理事会で定める。

2 常勤役員の報酬は、その在職する月について支給し、月額会長700,000円、専務理事682,000円、常務理事664,000円、常勤監事646,000円とし、支給方法は職員の例による。ただし、60歳経過後の4月1日以降の月額は、会長480,000円、専務理事430,000円、常務理事410,000円、常勤監事390,000円とする。

3 常勤役員の賞与は、報酬支給月額を基礎額として支給率は職員の基本支給率とし、基礎額の25/100の額に支給率を乗じて得た額を加算して支給する。

4 非常勤役員の報酬は、6月1日及び12月1日に在職する役員に支給し、その支給額は、会長が別に定める。ただし、報酬を辞退する者及び公務員（特別職の公務員は除く。以下同じ。）には支給しない。

(通勤手当)

第3条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(謝金)

第4条 審査会等に出席した委員に対して謝金として別に定める額を審査会等開催の日に支払う。ただし、謝金を辞退する者及び公務員には支払わない。

(退職金)

第5条 常勤役員が退任又は死亡したときは、退職金を支給する。

2 退職金は、在職期間中の月額報酬に応じて次表に定める支給倍率を乗じて得た額を支給する。

役名	支給率
会長	在職月数×15/100
専務理事	在職月数×12/100
常務理事	在職月数×10/100
常勤監事	在職月数×10/100

3 在職月数の計算は、常勤役員となった月から始まり、退職又は死亡の月に終わるものとする。

4 退職金の支払いは、本人又は遺族からの請求により、指定する預金口座へ一括振込み支給する。

(慰労金)

第6条 非常勤役員が退任したときは、次表に定める額の慰労金を支払うものとする。ただし、慰労金を辞退する者及び公務員には支払わない。

役員の在職期間	慰労金の支給額
3 年 未 満	50,000円
3年以上6年未満	100,000円
6 年 以 上	200,000円

(記念品)

第7条 委員が退任したときは、次表に定める額相当の記念品又は記念品料を贈る。ただし、委員のうち記念品又は記念品料を辞退する者及び公務員については贈らない。

委員の在職期間	記念品の額
3 年 未 満	10,000円
3年以上6年未満	20,000円
6 年 以 上	50,000円

附 則 平成21年3月31日改正
この規程は、平成21年4月1日から施行する。